

キウノ部

刮^ガ里^リ太^テ

嗾^{キエ}

Qualité.

身分

〔本義〕羅甸ノ「カリス」ヨリ出ツ「カリス」ハ「箇様」ノ義即チ物ノ善惡黑白ノ顯ハレタル形容チイフ
〔釋解〕訴訟又ハ行爲ニ於テ自己ノ動作チ做得ル權利チイフ蓋シ人ノ能力チ極定スル所ノモノハ全ク此「カリテ」ニ在リ

カリテ、デ、ジウジウマン

Qualités des jugements.

裁判要件書

〔本義〕「デ」ハ「ノ」ナリ「ジウジウマン」ハ「裁判」ナリ（シノ部六）
〔釋解〕裁判ノ部分ニシテ即チ雙方ノ者ノ氏名職業住所

論決及ヒ事實法律ノ件ヲ記載スル部分ナリ
〔參照〕〔訴〕一四二以下、

カジ、コントラ

11 Quasi-contrat.

准契約

〔本義〕「カジ」ハ佛ノ近代ノ語ニシテ第十六紀コロヨリ用
井來リタルモノナリ蓋シ伊太利ノ「カジ」ト同語ナラン
其義「殆ント」如シ「近似」ノ意味ナリ「コントラ」ハ契約ナリ
(モノ部八三)

〔釋解〕人ノ隨意ノ所爲ニシテ其所爲ヨリ義務ヲ生スル
モノヲイフ○ボアソナド氏曰ク准契約ノ語穩ナラス
不義ノ利得「アンリシスマン、エンゲツ」即チ「原因ナキ利得」
トイフヘシ

〔参照〕(民)一三七〇以下、證據ハ(民)一三四八、

カジ、デリ

Quasi-délit.

准犯罪

〔本義〕「カジ」ハ前ニ見ユ「デリ」ハ「犯罪」ナリ(テノ部二三)

〔釋解〕人ノ或ル所爲ニシテ其所爲ヨリ他人ノ損害ヲ生

スルモノチイフ然レモ犯罪トナルヘキ重キ性質アル

所爲ニ非ス

〔参照〕(民)一三八二以下、

キタンズ

Quittance.

免責證

〔本義〕羅甸ノ「キタンシア」ヨリ出ツ「キタンシア」ハ「緩メル」

和カニスル「穩ニスル」義務ヲ畢ヘタルノ意ナリ

〔釋解〕義務ヲ免レタルヲテ證スル總テノ書面ヲイフ

コトパル

五
Quote-part.

部分

〔本義〕「コト」ト「パル」ト合成セシモノニテ「コト」ハ羅甸ノ「コ

チツス」ヨリ出ツ「コチツス」ハ「彼レ又ハ此レ」トイフカ如ク順

序中又ハ員數中ニテ其一ヲ指ス語ナリ「パル」ハ羅甸ノ

「パリス」ヨリ出ツ「パリス」ハ「分ケ前へ」ノ義ナリ

〔釋解〕共同爲シ居ル物ノ全額ニ割り付ケテ其各自ノ所

有ニ係ルへキ部分ヲイフ○リトレ金ヲ分配スルトキ

各人ノ出スへク又ハ取ルへキ部分ヲイフ